

## 行政立法手続に関する規定

### Ⅰ 共通のルール

#### 1 日本国憲法

第7条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。

第73条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

#### 2 内閣法（昭和22年法律第5号）

第4条 内閣がその職権を行うのは、閣議によるものとする。

② 略

③ 各大臣は、案件の如何を問わず、内閣総理大臣に提出して、閣議を求めることができる。

第11条 政令には、法律の委任がなければ、義務を課し、又は権利を制限する規定を設けることができない。

#### 3 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）

第11条 各省大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、内閣総理大臣に提出して閣議を求めなければならない。

第12条 各省大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、それぞれその機関の命令として省令を発することができる。

2 各外局の長は、その機関の所掌事務について、それぞれ主任の各省大臣に対し、案をそなえて、省令を発することを求めることができる。

3 省令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。

第13条 各委員会及び各庁の長官は、別に法律の定めるところにより、政令及び省令以外の規則その他の特別の命令を自ら発することができる。

2 前条第三項の規定は、前項の命令に、これを準用する。

第14条 各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。

2 各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、命令又は示達するため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。

#### 4 内閣府設置法（平成11年法律第89号）

第7条 略

2 内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、閣議を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、内閣府の命令として内閣府令を発することができる。

4 内閣府令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。

5 内閣総理大臣は、内閣府の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。

6 内閣総理大臣は、内閣府の所掌事務について、命令又は示達するため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。

7 略

## II 個別法に定められているルールの例

### 1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）

#### 第2条

6 環境大臣は、第三項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会を開いて利害関係人の意見を聴いた上で、農林水産大臣に協議するとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

### 2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）

第89条 経済産業大臣は、第二条第七項若しくは第八項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見を聴かなければならない。

2 経済産業大臣は、第十六条第一項若しくは第二項、第十六条の二第一項、第三十五条の五又は第三十七条の基準を定める経済産業省令の制定若しくは改廃をしようとするときは、協会の意見を聴くとともに、公聴会を開き、広く一般の意見を聴かなければならない。

### 3 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）

第49条 経済産業大臣は、第二条又は第二十八条第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見をきかなければならない。

### 4 ガス事業法（昭和29年法律第51号）

第48条 経済産業大臣は、第三条、第十七条第一項若しくは第十八条第二項の規定による処分をしようとするとき、又は第三十九条の二の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見をきかなければならない。

### 5 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）

第75条 経済産業大臣は、第八条第一号若しくは第二号、第十二条第一項若しくは第二項、第十三条、第十五条第一項、第十六条第二項、第二十二條第一項（第三号及び第四号を除く。）、第二十三条、第二十四条、第二十四条の三第一項若しくは第二項、第二十四条の五、第二十五条、第四十一条第一項、第四十四条第四項、第四十八条第一項第四号、第四十九条第二項、第四十九条の二第四項、第四十九条の四第二項、第五十条第三項、第五十六条第五項、第五十六条の三第四項、第五十六条の七第二項又は第五十七条の経済産業省令を制定し、又は改廃しようとするときは、協会の意見を聴くとともに、公聴会を開き、広く一般の意見を聴かなければならない。

## 6 電波法（昭和25年法律第131号）

第99条の11 総務大臣は、次に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問しなければならない。

- 一 第四条第一号、第二号及び第三号（免許を要しない無線局）、第四条の二（呼出符号又は呼出名称の指定）、第六条第七項（無線局の免許申請期間）、第七条第一項第三号及び第二項第四号（無線局の開設の根本的基準）、第八条第一項第三号（識別信号）、第九条第一項ただし書（許可を要しない工事設計変更）、第十三条第一項（無線局の免許の有効期間）、第十五条（簡易な免許手続）、第二十六条の二第一項（電波の利用状況の調査等）、第二十七条の二（特定無線局）、第二十七条の四第二号（特定無線局の開設の根本的基準）、第二十七条の五第三項（包括免許の有効期間）、第二十七条の十三第六項（開設計画の認定の有効期間）、第二十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（電波の質）、第二十九条（受信設備の条件）、第三十条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（安全施設）、第三十一条（周波数測定装置の備付け）、第三十二条（計器及び予備品の備付け）、第三十三条（義務船舶局の無線設備の機器）、第三十五条（義務船舶局等の無線設備の条件）、第三十六条（義務航空機局の条件）、第三十七条（無線設備の機器の検定）、第三十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（技術基準）、第三十八条の二第一項（特定無線設備）、第三十八条の八第二項（第三十八条の二十四第三項及び第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）（技術基準適合証明の義務等）、第三十八条の三十三第一項（特別特定無線設備）、第三十九条第一項、第二項、第三項、第五項及び第七項（無線設備の操作）、第三十九条の十三ただし書（アマチュア無線局の無線設備の操作）、第四十一条第二項第二号、第三号及び第四号（無線従事者の養成課程に関する認定の基準等）、第四十七条（試験事務の実施）、第四十八条の三第一号（船舶局無線従事者証明の失効）、第四十九条（国家試験の細目等）、第五十条（遭難通信責任者の配置等）、第五十二条第一号、第二号、第三号及び第六号（目的外使用）、第五十五条（運用許容時間外運用）、第六十一条（通信方法等）、第六十五条（聴守義務）、第六十六条第一項（遭難通信）、第六十七条第二項（緊急通信）、第七十条の四（聴守義務）、第七十条の五（航空機局の通信連絡）、第七十一条の三第四項（給付金の支給基準）、第七十三条第一項（検査）、第百条第一項第二号（高周波利用設備）、第百二条の十三第一項（特定の周波数を使用する無線設備の指定）、第百二条の十四第一項（指定無線設備の販売における告知等）、第百二条の十四の二（情報通信の技術を利用する方法）、第百二条の十八第一項（測定器等）並びに同条第九項（校正の業務の実施）の規定による総務省令を制定し、変更し、又は廃止しようとするとき。

第99条の12 電波監理審議会は、前条第一項第一号及び第三号の規定により諮問を受けた場合には、意見の聴取を行わなければならない。

- 3 前二項の意見の聴取の開始は、審理官（第六項において準用する第八十七条ただし書の場合はその委員。以下同じ。）の名をもつて、事案の要旨並びに意見の聴取の期日及

び場所を公告して行う。ただし、当該事案が特定の者に対して処分をしようとするものであるときは、当該特定の者に対し、事案の要旨、意見の聴取の期日及び場所並びに出頭を求める旨を記載した意見聴取開始通知書を送付して行うものとする。

4 前項ただし書の場合には、事案の要旨並びに意見の聴取の期日及び場所を公告しなければならない。

5 第一項及び第二項の意見の聴取（行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分（次項及び第八項において単に「不利益処分」という。）に係るものを除く。）においては、当該事案に利害関係を有する者は、審理官の許可を得て、意見の聴取の期日に出頭し、意見を述べることができる。

## 7 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）

第53条 主務大臣は、第七条第一号若しくは第二号、第十一条第二項、第十二条第三項、第二十条第二項、第二十六条又は第二十七条の二の命令を制定しようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見を聴かなければならない。

## 8 植物防疫法（昭和25年法律第151号）

第5条の2 略

2 農林水産大臣は、前項の規定による農林水産省令を定めようとするときは、あらかじめ公聴会を開き、利害関係人及び学識経験がある者の意見を聴かなければならない。

## 9 労働基準法（昭和22年法律第49号）

第113条 この法律に基いて発する命令は、その草案について、公聴会で労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者の意見を聴いて、これを制定する。

## 10 船員法（昭和22年法律第100号）

第121条 この法律に基いて発する命令は、その草案について公聴会を開いて、船員及び船舶所有者のそれぞれを代表する者並びに公益を代表する者の意見を聴いて、これを制定するものとする。

## 11 臘虎膾肭獸獵獲取締法（明治45年法律第21号）

第2条 農林水産大臣ハ前条ノ規定ニ依リ禁止又ハ制限ヲ為サントスルトキハ予メ公聴会ヲ開キ利害関係人及学識経験者ノ意見ヲ聴クコトヲ要ス